福祉車両助成事業譲渡の流れ（全 2 ページ）

日本財団の助成車両は使用できる間は使用して頂くのが原則です。
転売、下取り、リース等はできません。

1. 譲渡を希望される場合、日本財団車両担当へ 「車両に関するお問い合わせフォーム」より譲渡理由と譲渡先をご連絡ください。

2. 日本財団の譲渡了承後、下記の書類をご提出ください。

(1)事業年度経過年数により、提出する書類が異なります。

1.譲渡承認申請書
（様式は日本財団よりメールにて送付　添付書類は譲渡様式に記載）
助成事業完了年度の翌年度から起算して、5 年間を経過していない車両
→譲渡承認申請書

2.譲渡届出書（様式はＨＰよりダウンロード 添付書類は譲渡様式に記載）
助成事業完了年度の翌年度から起算して、5 年間を経過した車両
→譲渡届出書

(2)譲受人は車両名義変更後、「車検証の写し」と車体に表示する使用者名の変更が分かる「車両の写真」を車両担当宛へ送付してください。

☆譲渡の条件☆

・譲渡先：社会福祉法人、特定非営利活動法人、（一般、公益）財団法人、（一般、公益）社団法人）であり、非営利活動・公益事業を行っている団体
※事業内容のわかる資料をご提出いただき、譲渡可能か判断いたします。

・車両の譲渡は無償譲渡（車両本体）とすること。

・引取にかかる費用・車体に表示する使用者名の変更等にかかる諸費用は譲受人で負担すること。

・譲受人においては日本財団と譲渡人との間で取り交わした、福祉車両助成契約書に基づき適正な管理を行うこと。

1.譲渡承認申請書の流れ

2.譲渡届出書の流れ

車両の譲渡希望発生

車両担当へ問い合わせフォームより
譲渡理由と譲受希望団体をお知らせ願います。

日本財団の対応

譲受希望団体の事業内容資料（定款等）確認。
譲受先妥当の判断で譲渡を了承する。

譲渡承認申請書の作成
（日本財団よりひな形を送付）

譲渡届出書の作成
（HPよりダウンロード）

譲渡団体が承認申請書を作成
必要書類を添付し譲受団体へ

譲受団体が必要書類を添付し
日本財団へ提出

日本財団の対応

廃車承認後、承認書を
譲渡団体、譲受団体へ送付

車両を譲受団体へ移動

譲受団体は車両を引き取り、車検証の名義変更・車体表示（団体名および施設名）の変更を速やかに行う。
手続きが済み次第「車検証の写し」「ナンバー・車体表示の確認できる写真」を日本財団車両担当へ提出。

譲渡団体が譲渡届出書作成、必要書類を添付し車両と一緒に譲受団体へ。
譲受団体は必要書類を添付。

譲受団体は車両を引き取り、車検証の名義変更・車体表示（団体名および施設名）の変更を速やかに行う。
手続きが済み次第「車検証の写し」「ナンバー・車体表示の確認できる写真」を譲渡届一式に添付し、日本財団車両担当へ提出。

手続き完了